

## 全体スライド・インフレスライド・単品スライド比較表（坂出市工事請負契約約款第 25 条）

		全体スライド (第 1～4 項)	インフレスライド (第 6 項)	単品スライド (第 5 項)
適用対象工事		工期が 12 か月を超える工事 ただし残工期が 2 か月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 ただし残工期が 2 か月以上ある工事	すべての工事 ただし残工期が 2 か月以上ある工事
条項の趣旨		賃金または物価水準の変動に対応する措置	急激な賃金または物価水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対 象	請負契約締結日から 12 か月経過後の残工事量 に対する資材、労務単価等	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価 等	部分払いを行った出来形部分（特段の規定を設 けた部分を除く）を除く特定の資材（鋼材類、 燃料油類等）
	受注者 の負担	残工事費の 1.5%	残工事費の 1.0% (約款第 29 条の「天災不可抗力条項」に準拠 し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで 損なわないよう定められた「1%」を採用。)	対象工事費の 1.0% (ただし、全体スライドまたはインフレスライド と併用の場合、全体スライドまたはインフレ スライド適用期間における負担はなし)
	再スラ イド	可能 (全体スライドまたはインフレスライド適用 後、12 か月経過後に適用可能)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期 内すべての特定資材が対象のため、再スライド の必要がない)
イメージ				